

法 学 号 外
平成 30 年 6 月 4 日

各 私 立 学 校 長
 (小・中)
各 私 立 各 種 学 校 長 } 様

岩手県総務部法務学事課私学・情報公開課長

平成 30 年度就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定試験の周知等について
このことについて、別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

【担当】私学振興担当 竹内

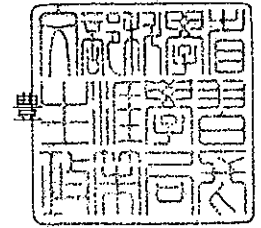
電話 019-629-5041 FAX019-629-5049

メールアドレス: AH0007@pref.iwate.jp

30文科生第143号
平成30年5月28日

各都道府県教育委員会教育長
各都道府県知事 殿
附属学校を置く各国立大学法人の長

文部科学省生涯学習政策局長
常盤



(印影印刷)

平成30年度就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定試験の
周知等について（依頼）

標記認定試験については、平成29年12月8日付け29文科生第578号「平成30年度就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定試験の実施について（依頼）」により、各都道府県教育委員会教育長宛てに依頼しているところですが、この度、別添のとおり「平成30年度就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定試験取扱要領」を定めましたので、送付します。

については、各都道府県教育委員会教育長におかれては、この認定試験の実施に関し、本取扱要領を域内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）教育委員会に周知するとともに、試験期日、願書受付期間等について貴都道府県又は域内の市町村の広報誌等に掲載するなど、受験対象者に対して広く周知されるようよろしくお取り計らい願います。

また、各都道府県知事におかれては、所轄の学校（各種学校を含む。）等に対して、各国立大学法人の長におかれては、その附属の学校に対して周知するなど、受験対象者に対して広く周知されるようよろしくお取り計らい願います。

担当：文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課
認定試験第一係・認定試験第二係

TEL 03-5253-4111（内線3267・202）



平成30年度就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定試験取扱要領

平成30年5月28日
生涯学習政策局長決定

I 一般的事項

1 願書受付について

平成16年度より、受験希望者が文部科学省に直接出願する方法に変更している。これにより、受験希望者から都道府県教育委員会に出願書類の提出があった場合は、教育委員会経由で文部科学省に提出せずに、受験希望者から直接文部科学省に提出するよう指導すること。

2 受験資格について

認定試験を受けることのできる者は、就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（以下「認定規則」という。）第3条に規定する者であること。

なお、受験資格について疑義のある者の取扱いについては、文部科学省に照会すること。

3 証明書について

(1) 就学義務猶予免除者については、市町村（特別区を含む。以下同じ。）教育委員会において就学義務の猶予又は免除を受けた旨の証明書（様式（1））を作成し、交付すること。

(2) 実施要項の3（2）の受験資格を有すると考えられる受験希望者については、市町村教育委員会において中学校を卒業できないと見込まれることについてやむを得ない事由がある旨の証明書（様式（2））を作成し、交付すること。

なお、事由については詳しく記載すること。

4 試験場について

認定規則第4条第2項の規定による試験場において受験することを希望する者がある場合は、当該出願者の障害の程度、試験場への交通事情等を考慮し、やむを得ないと認められる場合に追加設定すること。この場合、できる限り多くの者がまわって受験できるよう、場所の選定及び出願者の指導に当たること。

また、試験場は学校等公共の施設に限るものとする。

5 点字による受験者について

出願者のうち、視覚障害者で点字による試験を希望する者（以下「点字受験者」という。）に係る試験に関しては、次のとおりとする。

(1) 点字受験者の試験時間は次のとおりとし、その旨受験者に文部科学省より通知する。

点字受験者の試験時間割

区分	午前		午後		
	国語	社会	数学	理科	外国語 (英語)
時間	10:00	11:20	13:20	14:40	16:00
	～	～	～	～	～
	11:00	12:20	14:20	15:40	17:00

(2) 点字受験者に対しては、試験当日、点字板又は点字タイプライター及び視覚障

害者用そろばんを携行するよう文部科学省から指導する。

6 障害による試験方法等の特別の配慮について

障害のため試験方法等に特別の配慮を希望する者があるときは、当該出願者の障害の種類や程度等実情に応じ、特別の配慮を要すると認められる場合に、公平・公正な試験実施を阻害しない範囲内でその試験方法等を定めるものとする。

II 出願の期間

平成30年8月20日（月）から同年9月7日（金）までの期間とすること。出願書類は、平成30年9月7日（金）までの消印があれば有効とする。

III 受験票の交付

- 1 実施要項の3（1）、（3）及び（4）の受験資格を有する受験希望者については、出願書類に不備がない場合、これを受理し、文部科学省より受験希望者に直接受験票を交付する。
- 2 実施要項の3（2）の受験資格を有すると考えられる受験希望者については、受験資格の有無を文部科学大臣が判断し、受験資格を有する場合、文部科学省より受験希望者に直接受験票を交付する。

IV 文部科学省から出願書類等の送付

出願期間終了後、文部科学省において出願者を取りまとめ、以下の書類を10月上旬までに受験地の都道府県教育委員会に送付する。

- ① 出願者一覧
- ② 認定試験願書・履歴書の写し
- ③ 受験者票（原本）

V 試験の施行準備等について

- (1) 試験問題の管理には十分に注意し、試験問題に関する情報を絶対に外部に流出させないこと。保管については施設可能な場所で行い、仕分け作業についても外部の者が立ち入らない場所で行うこと。
- (2) 試験の監督者については、障害の種類や程度等実情に応じ、特別支援学校の教員を充てることのできるよう配慮すること。
- (3) 点字受験者については、試験場を他の受験者とは別室において試験を行うよう、その施設及び監督者について配慮すること。

【本件問合せ先】

文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課
認定試験第一係・認定試験第二係

TEL 03-5253-4111(内線3267・2024)

FAX 03-6734-3281

e-mail k-shiken@mext.go.jp

様式（1）

証 明 書

氏 名

年 月 日 生

上記の者は、下記のとおり就学義務の猶予又は免除を受けた者であることを証明します。

記

就学義務猶予	許可年月日	
	事 由	
	期 間	

就学義務免除	許可年月日	
	事 由	

年 月 日

教 育 委 員 会 印

証 明 書

氏 名

年 月 日 生

在籍する学校名・
教育施設名及び学年

上記の者は、下記の事由により中学校を卒業できないと見込まれること
についてやむを得ない事由があると考えられる者であることを証明します。

事 由	
事由の生じた時期	年 月
備 考	

年 月 日

教 育 委 員 会 印

(記入上の注意) 事由については詳しく記入すること。

備考欄には、この作成につき資料の提供を受けた、あるいは
状況を聴取した機関の名称と長の氏名を記入すること。

平成30年度就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定試験実施要項

平成29年12月8日
生涯学習政策局長決定

1 趣 旨

就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定試験（以下「認定試験」という。）は、病気などやむを得ない事由により、保護者が義務教育諸学校に就学させる義務を猶予又は免除された子（以下「就学義務猶予免除者」という。）等について、中学校を卒業した者と同等以上の学力があるかどうかを認定するために国が行う試験であり、合格した者には高等学校の入学資格が与えられる。

なお、平成30年度の認定試験は本要項に基づき実施する。

2 実施主体

認定試験は、各都道府県教育委員会、関係省庁及び関係機関の協力を得て、文部科学大臣が行う。

3 受験資格

次の（1）から（4）までのいずれかに該当する者とする。

- （1）就学義務猶予免除者である者又は就学義務猶予免除者であった者で、平成31年3月31日までに満15歳以上になるもの
- （2）保護者が就学させる義務の猶予又は免除を受けず、かつ、平成31年3月31日までに満15歳に達する者で、その年度の終わりまでに中学校を卒業できないと見込まれることについてやむを得ない事由があると文部科学大臣が認めたもの
- （3）平成31年3月31日までに満16歳以上になる者（（1）及び（4）に掲げる者を除く。）
- （4）日本の国籍を有しない者で、平成31年3月31日までに満15歳以上になるもの

4 試験科目

国語、社会、数学、理科、外国語（英語）

5 受験案内配布期間

平成30年7月9日（月）から同年9月7日（金）までとする。

（各都道府県教育委員会及び文部科学省にて配布。）

6 願書受付期間

平成30年8月20日（月）から同年9月7日（金）までとする。（平成30年9月7日の消印があるものは有効とする。）

7 出願方法

受験案内に添付してある封筒を使用し、以下の書類を文部科学省宛てに書留で郵送する。持参による願書受付は原則として行わない。

- (1) 認定試験願書・履歴書
- (2) 戸籍抄本又は住民票の写し1通（いずれも出願前6月以内に交付を受けたもの）
- (3) 写真2枚（出願前6月以内に撮影した無帽・正面上半身のもの）
- (4) 市町村（特別区を含む。（5）において同じ。）の教育委員会の作成した就学義務の猶予又は免除を受けた旨の証明書（「3 受験資格」の（1）に該当する者に限る。）
- (5) 市町村の教育委員会の作成した中学校を卒業できないと見込まれることについてのやむを得ない事由に関する書類（「3 受験資格」の（2）に該当する者に限る。）

8 願書受付

- (1) 受験希望者は、文部科学省に出願書類を提出する。
- (2) 文部科学省は、明らかに受験資格のない受験希望者については、その旨説明した上で出願書類を受験希望者に返却する。
- (3) 「3 受験資格」の（2）に該当する受験希望者については、受験資格の有無を文部科学大臣が判断し、その結果受験資格のない受験希望者については、その旨説明した上で出願書類を受験希望者に返却する。
- (4) 文部科学省は、受験資格を有する受験希望者に対して受験票を交付する。
- (5) 文部科学省は、受験地の都道府県教育委員会に対して出願書類のうち、受験者票は原本を、その他の必要な書類は写しを送付する。
- (6) 受験希望者のうち「11 試験の免除」の（1）又は（2）に該当し、免除を申請する者は、知識及び技能に関する審査に合格したことを証明する書類を提出する。
- (7) 受験希望者のうち「11 試験の免除」の（2）に該当し、免除又は振り仮名付き問題冊子の使用を申請する特別の配慮を要すると認められる者で外国籍の者については、「7 出願方法」の（2）の書類で確認し、日本国籍を有する者については、2年以上継続して外国に居住したことを証する書類及び平成27年8月20日以降に帰国したことを証する書類（パスポートの写し等）を提出する。また、帰化した者等については、「7 出願方法」の（2）の書類に帰化等の事実を記載して提出する。
- (8) 受験希望者のうち過去の認定試験において、一部の科目に合格している者（科目合格者）は科目合格証書（原本）を提出する。

9 試験実施期日等

- (1) 実施期日は、平成30年10月25日（木）とする。
- (2) 時間割は以下のとおりとする。

区 分	午 前		午 後		
	国 語	社 会	数 学	理 科	外国語 (英 語)
時 間	10 : 00 ～ 10 : 40	11 : 00 ～ 11 : 40	13 : 00 ～ 13 : 40	14 : 00 ～ 14 : 40	15 : 00 ～ 15 : 40

(3) 地震や風水害等の自然災害による試験の中止や公共交通機関等の遅れ等により、(1)に定める期日に試験を受験できなかった者を対象として、各都道府県教育委員会、関係省庁及び関係機関の協力を得て、再試験を実施することができる。

10 試験方法

試験方法は、筆記とする。なお、障害により試験の実施に際し特別の配慮を必要とする場合は、別途これを協議する。

11 試験の免除

(1) 以下の検定試験の合格者に対して、本人の願い出により、『外国語（英語）』の試験の免除を認める。

検定試験の名称	実施団体	審査の級
実用英語技能検定	公益財団法人日本英語検定協会	3級以上の合格者
英語検定試験	公益財団法人全国商業高等学校協会	3級以上の合格者
国際連合公用語英語検定試験	公益財団法人日本国際連合協会	E級以上の合格者

(2) 特別の配慮を要すると認められる者（※）に対して、以下の措置を設ける。

- ① 日本語能力試験（実施団体：独立行政法人国際交流基金及び公益財団法人日本国際教育支援協会）においてN2（2級）以上の合格者に対して、本人の願い出により、『国語』の試験の免除を認める。
- ② 本人の願い出により、振り仮名付き問題冊子の使用を認める。

※「特別の配慮を要すると認められる者」とは、以下のとおり。

- ア 日本の国籍を有しない者
- イ 日本の国籍を有する者であって、2年以上継続して外国に居住していた者（試験の出願期間の最初の日から数えて3年以内に帰国した者に限る。）
- ウ 上記に準ずる者として文部科学大臣が認める者

12 試験会場

各都道府県教育委員会の推薦等により、文部科学省において決定する。

13 合格発表

平成30年12月3日(月) (結果通知発送予定)

発表の方法は、直接本人宛ての通知をもって行うこととし、全科目合格者には認定証書を、科目合格者には科目合格証書を、その他の者には結果通知をそれぞれ送付する。また、都道府県教育委員会に対しては、それらの者の氏名等を通知する。

14 実施に必要な経費

各都道府県教育委員会における経費については、試験監督謝金及び消耗品費等を予算の範囲内で支出委任する。

15 その他

(1) 試験の施行期日等の告示

認定試験の施行期日、場所及び出願の期限は、あらかじめ官報で告示する。

(2) 受験案内及び出願に必要な諸用紙は、各都道府県教育委員会及び文部科学省に備えておくこととし、受験希望者は原則として、直接又は市町村教育委員会を通じてこれを各都道府県教育委員会に請求する。なお、受験案内は、市町村教育委員会においても事務用として備えておくこととする。